第 410 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和元年8月5日(月) 午後2時1分から午後2時23分

2 場 所 東京労働局 九段第3合同庁舎11階 共用会議室第1-1

3 出席者 公益代表委員 5 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

4 議事録

都留会長 定刻になりましたので、第410回東京地方最低賃金審議会を始めます。 初めに、委員の出欠状況について、事務局から報告してください。

課長補佐 本日は、公益代表の岩田委員から御欠席との連絡をいただいておりますが、委員定数 18 名のうち 17 名が御出席ですので、現時点におきまし

て、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数である全委員の3分 の2以上又は各側委員の各3分の1以上を満たしておりますことを御報

告いたします。

都留会長 本日の議事録の署名についてですが、審議会運営規程第7条に基づき、 公益委員は私、労側委員は岡田委員、使側委員は大辻委員にお願いしま す。

それでは、議事に入ります。議事(1)「東京都最低賃金の改正決定について」でございます。東京都最低賃金の改正決定につきましては、専門部会で御審議をいただいておりましたが、その結論が得られたようですので報告を受けたいと思います。専門部会委員の岩本委員から報告をお願いします。

岩本委員 それでは報告させていただきます。事務局より報告書を読み上げてく ださい。

主任賃金指導官 報告書の読み上げをさせていただきます。

(報告書(写)朗読)

岩本委員 ありがとうございます。東京都最低賃金専門部会報告の結論に至る経 過につきまして、私から説明をしたいと思います。

> 本年度の東京都最低賃金につきましては、令和元年 7 月 3 日に改正の 諮問を受け、4 回にわたり専門部会を開催し、慎重に審議を重ねてまいり ました。この間、令和元年 7 月 31 日には、中央最低賃金審議会から本年 度の地域別最低賃金改定の目安が答申され、東京都については、目安 28

円が示されたところです。

本年度の審議において、労働者代表委員からは、一番目として、引上 げ額ではなく、生活する上でどの程度の賃金水準なら適正なのかを踏ま えた議論が大切である。独自に調査した結果によれば、時給 1.100 円を 超える水準を確保する必要がある。二番目として、東京都最低賃金額と 生活保護水準との乖離額は、最新のデータでは 126 円となっているもの の、他県における最低賃金額と生活保護水準との乖離は、東京よりも大 きいところが非常に多いので、東京の最低賃金額が高いとは言えない。 三番目として、目安額の全国平均の引上げ率は、3.09%とされている中、 東京は A ランク内でも最も賃金水準が高いことから、特に東京としての 引上げ額を考えるべきである、などの主張がなされ、一方、使用者代表 委員からは、一番目として、最低賃金は、あくまで賃金が低廉な労働者 のセーフティーネットであり、賃上げや消費の拡大といった政策を目的 としたものではない。二番目として、審議会では、法の定める労働者の 生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力といった三要素を総 合的に表している賃金改定状況調査結果の第 4 表を重視した審議を行う べきであり、明確な根拠に基づく金額を決定するべきである。

三番目として、大企業と違って中小企業は労働分配率が高く、利益率、 労働生産性も上がっていないことを重視すべきである。人手不足による 人材確保や定着のために、実力以上の賃上げをしており、労務費や原材 料価格の上昇分を価格転嫁できていないのが実態である。四番目として、 最近の中小企業の景況感は、米中貿易摩擦等の悪影響が懸念される中、 製造業、非製造業ともにさらに悪化してきている等の主張がなされました。

これらの主張を受け、公益委員としては、労使の主張の隔たりを埋めるべく努力してまいりましたが、残念ながら意見の一致を見るには至りませんでした。そこで、公益委員としては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、中央最低賃金審議会答申において示された公益委員見解及び目安に関する小委員会報告を始め、賃金改定状況調査等の目安小委員会配布資料、事務局から提供のあった最低賃金に関する基礎調査結果・労働経済指標・生活関連指標、さらには、最低賃金法第25条に基づく意見聴取手続きに則って提出された改正に対するさまざまな意見や各種要請書も参考に、労使各側の主張を総合的に勘案した上で、現行の東京都最低賃金985円について、一番目として、28円引上げ、1,013円とする。二番目として、効力発生予定日は令和元年10月1日とする、と決定するのが適当であるとの公益案をお示しし、多数決の結果、部会報告書のとおりの結論

に至りました。以上です。

都留会長

ただ今、岩本委員からの報告にありましたように、専門部会での結論が全会一致とはなりませんでした。そこで、最低賃金審議会令第6条第5項が適用できませんので、この本審において、改めて審議することになります。各側から何か御意見がありますか。

吉岡委員

労側の方ですが、特にこの間の審議、本当にありがとうございました。 今回、我々としては、中央最低賃金審議会が最終的に提示した目安金額 で判断することになります。元号も平成から令和に変わる大きな節目の 年でもありますし、我々労働者の長い間の願いでもある東京の時間給が 1,000 円を超えるということが、実現出来そうな年でもあるということで す。ただし、そうは言いながらも、中小企業における厳しさなどは私ど もも十分認識はしています。特に中小企業における付加価値を適正に価 格に配分できるように、そして、労働者の価値をお互いに、大企業も中 小企業も認め合えるような公正な社会の実現、そして、将来的には価格 転嫁や無理な納期の問題など、労使を通じて今まで以上に取り組みを進 めていかなければならない課題等が明らかになったのも事実です。その ようなことを受けて、今回、このような判断がされるということである ので、出来るならば、私どもも全会一致でこの本審は対応していただき たいという願いを込めて、労働側からとしての意見としての報告をさせ ていただきます。

都留会長

労側の委員の方、他に補足の意見はありますか。よろしいですか。それでは、使側委員、御意見があればお願いします。

海老澤委員

10月1日という日は、消費税の増税というのも予定されています。さらに、最低賃金の引上げということで、今後どういう影響があるのかというところについて、非常に注視しているところです。

使用者側としても、この 1,000 円を超える最低賃金の引上げ、さらに 影響率を考えると、簡単に目安が出たからいいですよというわけにもい かないというところもありますが、公益委員の方々も土曜日まで出てい ただき、まとめていただいた案ですので、採決いただければと思います。

都留会長

使側委員の他の委員の方、補足、御意見ありますか。よろしいですか。 それでは、労使双方の御意見をいただきましたが、専門部会において慎 重に審議いただいた結果、専門部会報告にありますとおり、東京都最低 賃金、1時間1,013円、28円引上げ、引上げ率2.84%、効力発生の日、 令和元年10月1日とすることについて、採決を行いたいと思います。賛 成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賃金課長 会長を除く出席委員 16 名中 12 名が賛成であることを確認いたしまし

た。

都留会長 賛成多数と認めます。ただ今の結果に基づきまして、東京労働局長あ

て答申したいと思います。答申につきましては、私と事務局で用意しま

すので、しばらくお待ちください。

(答申文(案)作成)

都留会長 それでは、これから答申文(案)を配布します。

(答申文(案)配布)

賃金課長 それでは、答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)朗読)

都留会長ありがとうございます。この答申文(案)でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長 よろしいですか。御異議なしということですので、局長に答申したい

と思います。事務局は答申文の正本を作成してください。

(答申文作成)

(答申文手交)

労働局長ただ今、会長から令和元年度の東京都最低賃金の改正につきまして御

答申をいただきました。7月3日に諮問させていただきまして、それ以来、 専門部会の委員の皆様を中心といたしまして、慎重かつ御熱心な審議を

賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、本日の答申に至るまで、三者構成による審議会の運営に真摯に 向き合われ、採決にあたりましては、それぞれのお立場を踏まえ、御判 断いただきましたことについて感謝を申し上げます。

東京労働局といたしましては、今後、この答申を踏まえまして、東京 都最低賃金の改正に係る手続きを進めてまいります。

委員の皆様方には、引き続き東京地方最低賃金審議会の運営につきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

都留会長

それでは、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

賃金課長

東京都最低賃金の改正決定について、ただ今、審議会から答申がございましたので、本日、令和元年8月5日月曜日、答申の要旨について公示を行います。公示の期間は、公示の翌日から起算して15日を経過する日、令和元年8月20日火曜日までとなります。

異議申出がなかった場合には、公示期間終了後、東京労働局長が最低 賃金の決定を行います。一方、異議申出がなされた場合には、異議申出 について審議をするための本審を開催していただくことになります。以 上です。

都留会長

続きまして、議事(2)その他に入ります。何かありますか。

ないようであれば、本日の審議はこれで終了させていただきます。御 審議ありがとうございました。

賃金課長

次回の開催日程については、後日、事務局より御連絡させていただき ます。